

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年7月29日付けで不在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年7月15日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「①別紙1から4までの文書を受け付けた文書受付簿及び別紙1～4までの文書に基づき作成された起案文書、廃棄手続を行った書類。

②文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）で定める第4データの登録等（2）受理文書登録で警察庁の通達が登録されたことが分かるもの。

③平成16年1月15日付け警察庁交通局長警察庁丙規発第1号、警察庁丙交指発第3号『きめ細かな駐車規制の実施について』の『第6』で定める報告を行った起案文書。

別紙

- 1 平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号『きめ細かな駐車規制の実施について』（以下『別紙文書1』という。）
- 2 平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号『取締り活動ガイドラインの策定及び公表について』（以下『別紙文書2』という。）
- 3 平成18年3月8日付け警察庁丁交指発第26号、規発第21号『自動二輪車

等に係る放置駐車違反の取締り等について』（以下『別紙文書3』という。）

4 平成18年11月29日付け警察庁丁規発第76号『駐車場法の一部改正に伴う交通警察の対応について』（以下『別紙文書4』という。）」

- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求の①のうち別紙文書1及び別紙文書4に基づき作成された起案文書及び本件開示請求の③に係る文書は、保存年限を経過したことにより廃棄済であり現在保有していないとして、平成26年7月29日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年9月18日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年10月22日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年11月27日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年12月19日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年1月27日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不開示通知書が極めて不自然であり虚偽の公文書と考えられることから、本件審査請求を行う。

(2) 審査請求の理由

平成26年8月28日付け文情第867号で開示された「公文書開示決定通知書（文書管理業務実施要領で定める警察庁からの通達が登録されたもの）」で開示された公文書では、別紙文書4の受理日は「2006. 11. 30」とされ、保存期間は10年後の「2016. 11. 29」と記載され、現在も保有していることと

なっている。

不開示通知書の「開示しない公文書の名称」欄に記載される「開示請求書別紙・
・・4の文書に基づき作成された起案文書」及び「開示しない理由」欄に記載される「当該公文書は、保存年限経過したことにより廃棄済であり」は、明らかに矛盾しており虚偽の公文書の疑いが濃い公文書である。

このように、捜査機関である埼玉県警察本部内での業務は、法令に基づかず、いい加減な業務実態であることが証明されることから、その全容を明らかにしたく、その解明の第一歩とするために、この審査請求を行うものである。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

本件開示請求の①のうち別紙文書1及び別紙文書4に基づき作成された起案文書及び本件開示請求の③について、主管課である交通規制課において検索したが、開示請求時点において保有していなかったため、原処分を行ったものである。

(2) 原処分の「開示しない理由」について

本件開示請求を受けて、分掌ごとに毎年作成する文書の発生から廃棄までを記録して管理しているファイル基準表を検索したところ、当時の主管課である駐車対策課調査運用係(平成20年4月の組織改編により交通規制課規制運用係へ業務移管)の平成16年(度)ファイル基準表に「きめ細かな駐車規制の実施」という個別フォルダ名を確認できた。当該フォルダは、第1ガイドが「他機関」、第2ガイドが「警察庁」とされており、別紙文書1に基づいて駐車対策課において作成された文書及び報告を行った文書が保存されていた可能性が高いものと認められるが、保存期間が「1年」、保存満期が「H18/4」とされており、平成16年ファイル基準表画面から、平成18年4月28日に廃棄されていることが判明した。また、平成16年発生の保存箱の現物確認においても当該フォルダは発見できなかったものである。そのため、原処分の「開示しない理由」として「当該公文書は、保存

年限を経過したことにより廃棄済であり、現在保有していないため。」と記載したものである。

なお、別紙文書4に基づいて主管課である交通規制課が作成された起案文書については、保存されていたと思料される個別フォルダー名をファイル基準表上確認できず、平成18年発生の保存箱の現物確認においても発見できなかったが、警察本部長は、法令の解釈、運用方針等を示す方法として通達等を発出することがあることから、保存年限を経過したことにより廃棄された可能性を否定できないため、同一の理由としたものである。

実施機関は、上記に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件開示請求の①のうち別紙文書1に基づき作成された起案文書（以下「本件対象文書1」という。）、別紙文書4に基づき作成された起案文書（以下「本件対象文書2」という。）及び本件開示請求の③に係る文書（以下「本件対象文書3」という。）は、保存年限を経過したことにより廃棄済であり現在保有していないとして不開示決定を行った。

そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について検討を行う。

(2) 埼玉県警察における文書管理について

条例第30条は、公文書の管理が公文書の開示を実質的に担保するものであることから、公文書が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、公文書の管理の基本原則については、各実施機関の規則等で定めることとしている。埼玉県警察においては、埼玉県警察文書管理規程（平成14年7月10日付け警察本部訓令第25号。以下「規程」という。）に基づき文書管理が行われている。

規程第36条第1項では「所属で保有する文書等は、事務の性質、内容等に応じ

て系統的に分類するものとする。」として文書等の分類を規定し、同条第2項では「文書等は、暦年ごとに整理しなければならない。ただし、会計年度ごとに整理することが適当なものは、会計年度ごとに行うものとする。」として文書等の整理を規定している。そして、同条第4項では「前3項に規定する文書等の分類及び整理に基づき、ファイル基準表（別記様式第12号）を作成するものとする。」として分類及び整理した文書等をファイル基準表で管理することを規定している。そして、ファイル基準表には、第1ガイド（大分類）、第2ガイド（中分類）、個別フォルダー（小分類）、保存期間等の欄があり、文書等は個別フォルダーに収納されるが、個別フォルダーに収納される文書等の件名の記載欄はなく、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっている。

なお、規程に基づいて作成又は取得した文書等は、総合文書管理システムにおいて電磁的に管理されている。総合文書管理システムは、埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）において実施に関し必要な事項が定められており、ファイル基準表の検索や出力が可能となっている。

文書等の廃棄については、規程第46条第1項において「所属長は、文書等の保存期間が満了したとき（第43条の規定により保存期間を延長した文書等はその期間が満了したとき）は、当該文書等の廃棄の決定を行うものとする。」と規定されている。そして、ファイリングシステム実施要領（平成14年7月10日付け文第265号。以下「実施要領」という。）第14において、文書等を廃棄する際には文書廃棄確認書及び文書廃棄総括書が作成されることとなっており、文書廃棄確認書に添付する廃棄予定文書一覧には廃棄する文書を個別フォルダー単位で記載することとなっている。また、実施要領第13の3において、第14に規定する廃棄手続が完了したときには、ファイル基準表にその経緯等を登録することとなっている。

本件対象文書を廃棄したと諮問庁が説明している平成18年当時の規程における文書等の廃棄については、第46条において「所属長又は文書等の保存の責任者

は、文書等の保存期間が満了したときは、当該文書等の内容又は媒体に応じた方法により、これを廃棄するものとする。」と規定されていた。そして、平成18年当時の実施要領においては、文書廃棄の際に作成される文書等については規定されていなかったが、第14の2で「書庫に保存した保存箱のうち保存期間が満了するものについては、埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年文第266号）第2（4）に規定する保存文書管理機能（以下『保存文書管理機能』という。）により登録の上、当該保存箱を廃棄するものとする。」として総合文書管理システムに廃棄年月日を登録することとなっており、かつ、第15の2において、第14の2に規定する廃棄手続が完了したときにはファイル基準表にその経緯等を明らかにしておくこととなっていたことから、廃棄される個別フォルダーが記録されることとなっていた。

(3) 本件対象文書1及び本件対象文書3に係る本件処分の妥当性について

本件対象文書1は別紙文書1に基づき作成された起案文書であり、本件対象文書3は別紙文書1の「第6 集中的実施期間及び報告」で定める警察庁への報告を行った起案文書である。

当時の主管課である駐車対策課調査運用係の平成16年（度）ファイル基準表に、第1ガイドが「他機関」、第2ガイドが「警察庁」とされている「きめ細かな駐車規制の実施」という個別フォルダー名を確認することができる。文書等を分類及び整理するために作成される個別フォルダーには文書等が収納されるものであり、当該個別フォルダー名と別紙文書1の件名が一致することから、本件対象文書1及び本件対象文書3が収納されていた可能性はある。ただし、平成16年発生 of 保存箱の現物確認において当該個別フォルダーを発見することができないため、本件対象文書1及び本件対象文書3が当該個別フォルダーに収納されていたかを確認することはできず、また、ファイル基準表には個別フォルダーに収納されている文書等の件名は表記されないことから、本件対象文書1及び本件対象文書3が当該個別フォルダーに収納されていたことを確認できる記録もない。

個別フォルダーの廃棄に関する文書廃棄確認書及び文書廃棄総括書については、現在は作成することが規定されているが、保存期間が1年となっていることに加え平成18年当時は規定がなかったことから、存在しないと認められる。そのため、文書廃棄確認書及び文書廃棄総括書による当該個別フォルダーの廃棄の確認はできないが、ファイル基準表には当該個別フォルダーの保存期間が「1年」、保存満期が「H18/4」との記載があり、また、総合文書管理システムによる検索の結果、平成16年ファイル基準表画面に当該個別フォルダーは平成18年4月28日に廃棄されているとの記録があったことから、当該個別フォルダーは既に廃棄されているものと考えられるため、現時点で当該個別フォルダーに本件対象文書1及び本件対象文書3が存在していたことを確認することはできない。

さらに、当審査会として、別紙文書1に基づき作成された文書が指示を受けたと思われる各警察署に保管されていれば、別紙文書1に基づき作成された起案文書である本件対象文書1が存在していたということになるのではないかと考え、実施機関に確認するよう促したところ、各警察署においても保管されていないことが確認できた。

以上より、本件対象文書1及び本件対象文書3が存在していたかの確認ができないことから、保存期間経過により廃棄済であるのか、作成されていなかったのかは不明であるが、本件対象文書1及び本件対象文書3が不存在という事実には変わりはないことから、実施機関が行った不開示決定は結論において妥当である。

(4) 本件対象文書2に係る本件処分の妥当性について

本件対象文書2は、別紙文書4に基づき作成された起案文書である。

諮問庁の説明によると、本件対象文書2を保存していたと思料される個別フォルダー名はファイル基準表上確認できず、現存する他の平成18年の個別フォルダーを確認したが本件対象文書2は発見できなかったとのことであった。

また、当審査会として、別紙文書4に基づき作成された文書が指示を受けたと思われる各警察署に保管されていれば、別紙文書4に基づき作成された起案文書であ

る本件対象文書2が存在していたということになるのではないかと考え、実施機関に確認するよう促したところ、各警察署においても保管されていないことが確認できた。

よって、本件対象文書2が保存期間経過により廃棄済であることの確認はできず、作成されていなかった可能性も否定できない。

しかしながら、理由は不明であるが、本件対象文書2は不存在という事実が変わりはないことから、実施機関が行った不開示決定は結論において妥当である。

(5) その他

当審査会は、上記のとおり実施機関が行った不開示決定は結論において妥当であると判断したものであるが、文書の不存在の理由は不明であった。その要因の一つとして、廃棄された個別フォルダーに収納されていた文書等の記録が残っていなかったことがあげられる。一般に、文書の存否が争点となる不服申立てについては、廃棄された文書等の記録が残っていないことに起因することが多いことから、この点について実施機関は問題意識を持つよう望むものである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年10月22日	諮問を受ける（諮問第265号）
平成26年10月22日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年11月21日	審議（第二部会第101回審査会）
平成26年11月27日	審査請求人から意見書を受理

平成26年12月19日	諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第102回審査会）
平成27年 1月27日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第二部会第103回審査会）
平成27年 2月19日	審議（第二部会第104回審査会）
平成27年 3月13日	審議（第二部会第105回審査会）
平成27年 4月17日	審議（第二部会第106回審査会）
平成27年 6月19日	審議（第二部会第108回審査会）
平成27年 7月 9日	答申